

留学ビザ申請について

ハンガリーに留学目的で90日間以上の滞在をする場合は長期ビザが必要となります。日本でハンガリーの長期留学目的のビザを申請出来るのは、日本国籍の方と日本の在留許可を持つ外国籍の方に限ります。

ビザの申請受付はご出発予定日の3か月前から5週間前までとなっております。ご出発予定日までが5週間未満の場合はハンガリーで直接滞在許可証の申請を行って下さい。日本国籍以外の方でビザ無しでの渡航が出来ない場合は、必ず5週間前までに申請を行って下さい。

申請は大使館窓口で手続きを行う必要があります。

申請受付は予約制ですので、事前にお電話(03-5730-7442)かメール(consulate.tio@mfa.gov.hu)で予約をお取りいただいた上で申請を行って下さい。

予約の受付は毎週火曜日と木曜日の午前9時半から午後4時半までです。

なお毎年5月から8月はビザ申請件数が大変多く、ご希望の日時に予約をお取りすることが出来ない場合もあります。この時期に予約をお取りいただく場合は、ご希望日より出来れば2週間以上前にご予約のご連絡をお願いします。

日本で発給されるビザはハンガリー入国後30日以内に現地の移民局にて滞在許可証に切り替えをする必要があります。したがって、入国後のビザ有効期間は30日間ですのでご注意ください。ビザ面に記載されている有効期間はビザのみの有効期間であり、滞在許可証に切り替えた段階で下りてきた許可期間が最終的に滞在可能な期間となります。留学の場合は許可期間の多くが最長でも1年間になります。さらに滞在を延長する場合は滞在許可証の更新を現地の移民局にて直接手続きをすることができます。その場合の必要書類などは、現地最寄りの移民局にお尋ね下さい。

提出書類などのご注意

- ❖ 申請用紙署名欄には必ずパスポートと同じ署名をして下さい。申請書以外の提出書類は提出用にコピーを各一部お取りいただき、申請用紙と一緒にセットして提出して下さい。セットする時ホチキス止めはしないで下さい。提出書類の返却はいたしません。また原本がお手元にある場合は原本との照合をいたしますので一応窓口へお持ちください。ただし原本は照合が終わり次第その場でお返しいたします。
- ❖ 提出書類に不備、または未提出のものがある場合は受付が出来ませんので必ずすべて揃えて提出して下さい。
- ❖ 審査の段階において、状況によっては他の必要書類が発生し、追加書類の提出をお願いする場合があります。
- ❖ 提出書類は少なくとも英語のものが必要です。日本語だけの書類は必ず翻訳を併せて提出して下さい。この時の翻訳は御自身によるものでかまいません。
- ❖ パスポートはビザ申請の間は大使館でお預かりさせていただきますが、もし許可が下りてくるまでの間に海外に渡航するご予定やパスポートが必要になる場合は一旦お返しいたします。その場合はビザ発給にはパスポートが必要となりますので、それまでには再度提出をお願いします。

必要書類

1. 申請用紙

ダウンロードするか、ハンガリー大使館にメールで請求して下さい

署名欄には必ずパスポートと同じ署名をして下さい。

記入方法についてわからないことがある場合は事前にもメールでお問い合わせください。

2. パスポート

必ず原本提出

残存の有効期限は、御希望の滞在期間+6か月が必要です。それより短い残存のものでも申請受付は可能ですが、滞在許可期間が短くなりますので現地にてパスポートの更新と滞在許可証の更新手続きが必要になります。

3. 写真

パスポートサイズ（3.5×4.5）のものを2枚

1枚は申請用紙に貼付、もう1枚はそのまま提出して下さい

カラー、背景無、6か月以内に撮影されたもの

4. 滞在目的を証明する書類（原本またはPDFで）

(1) 留学先教育機関発行の入学許可証

(2) または留学先教育機関発行の在学証明書

(3) **交換留学の場合**は受け入れ先の大学からだけでなく日本の大学からの推薦状も提出して下さい。

5. 滞在先を証明する書類（以下のいずれかを原本またはPDFで）

(1) 学生寮などの入寮証明書

(2) 学生自身の所有する不動産などがある場合はその登記書類

(3) アパートの賃貸契約書とその物件所有者の登記書類

(4) 招聘などによる留学の場合で宿泊先が提供される場合は、その招聘先が宿泊先を提供することを証明する書類（具体的な住所が必要です）

(5) その他当面の宿泊先を証明することのできる書類（ホテルの予約証明など）

6. 滞在中費用負担を証明する書類

(1) 奨学金を受給する場合は、その合格通知など

(2) 銀行残高証明書（英文または翻訳を添付すること）

もし口座名義が保護者の場合は、名義人による保証する英文レターと名義人のパスポートコピーも必要。保証の英文レターにはパスポートと同じ署名をして下さい。

(3) すでに授業料の振込みをしている場合は送金の控え

★私費留学の場合は（2）、または（2）と（3）

★奨学金受給者は（1）と（2）

7. ハンガリー滞在中の海外旅行保険加入証明書

保険の期間が短いと滞在許可期間も短くなります。保険はどこの会社のものでもかまいませんが、保険期間は必ず滞在期間と同じにして下さい。ただし留学の場合滞在許可証は最長でも1年間であることが多いので、1年以上滞在を予定している場合は1年間の保険期間で大丈夫です。

8. 返送用レターバックプラス封筒（宛先住所を記入したもの）

受領を郵送ご希望の場合は必ずご用意下さい。窓口に受け取りにお越しいただく場合は不要です。

9. 18歳未満の申請者の場合

ご両親（または親権者）の渡航同意書が必要です。また申請時に御両親またはどちらかの親御さんの同伴が必要です。もし御両親の離婚や死別などにより、御両親からの同意書を取ることが出来ない場合は、親権者が誰であるのかを確認できる戸籍謄本（原本）とその英語の翻訳（御自身の翻訳でかまいません）を併せて提出して下さい。